

「生活再建支援のための被災者台帳システム」確立の経緯**1 平成 16(2004)年 新潟県中越地震**

新潟県小千谷市において、産学連携支援チームとして、行政での対応によりそう形で支援活動を実施する中で、効率的に被災者支援を実施するための「り災証明書申請受付・発給システム」を開発し、小千谷市における 3 日間の集中発行を支援した。システムはその後継続的に、庁内発行業務に活用された。

2 平成 19(2007)年 新潟県中越沖地震

新潟県柏崎市の要請を受け、産学連携支援チームとして、被災者の生活再建に関わる一連の業務である、①建物被害認定調査、②建物被害認定調査票のデジタルデータ化、③り災証明書発給データベース構築および申請受付、発給業務を支援するシステムの構築、④り災証明書発給業務マネジメント、⑤被災者支援業務の管理システム構築、の生活再建にかかわる業務の全体像に対し、支援を実施した。柏崎市では、このシステムを活用し「一人の取り残しのない生活再建」を実現した。

3 平成 22 年度 東京都「り災証明発行システム発行に向けた調査研究」

東京都では、柏崎市をはじめとする過去の被災地での経験とその後の検証を元に「建物被害認定調査から被災者台帳を用いた攻めの生活再建支援までを一貫して行えるシステム」として、産学連携支援チームの活動ならびにシステムを評価し、本年度、首都の実情にあったシステムのカスタマイズを、1 区 1 市において実施する。本協働プロジェクト（東京都＋産学連携支援チーム）の目標は、首都直下地震時における標準的な支援の実現である。本年度の取り組みに先駆け、昨年度実証実験先である、1 区 1 市はそれぞれ個人情報保護審査会において、住民基本台帳、課税台帳の必要情報の提供に対し諮問を実施、承認されている。

4 平成 19～23 年度 文部科学省「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」

上記における「広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究」の助成において活動を実施してきた。

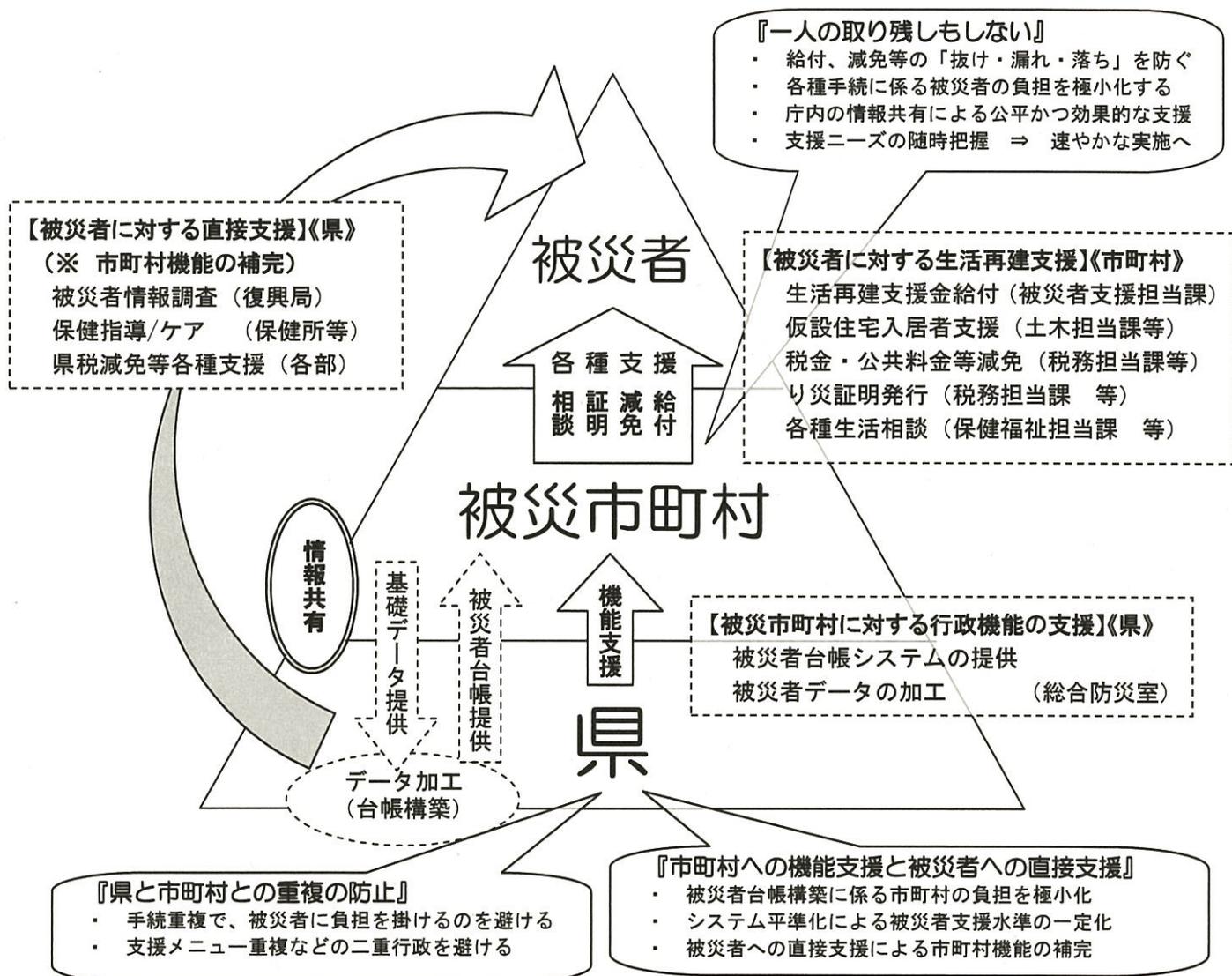
5 東日本大震災における「岩手県生活再建支援チーム」の主要メンバー**【学】**

- 京都大学 防災研究所
- 新潟大学 災害・復興科学研究所
- 横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター
- 兵庫県立大学 環境人間学部
- 岩手県立大学
- 岩手医科大学

【産】

- ESRI ジャパン株式会社
- 株式会社エクシード
- (株)インターリスク総研 研究開発部

「岩手県被災者台帳システム」の理念



市町村の被災者支援機能を補完（行政機能の回復支援）

+

県独自の被災者支援（直接支援）の実施に活用

取り残しのない、きめ細かい被災者救済の実現

被災者台帳システムにおいて収集・提供する個人情報の類型及び項目

県では、被災者台帳の基礎部分について、市町村から必要な情報提供を受け、被災者台帳の作成支援を行う。

なお、被災者台帳の基礎部分は、各種支援の対象となる「人」「建物」「被害」の情報を結びつけ、整理したものとなる。

1 被災者台帳の基礎部分作成に必要な情報

(1) 住民基本台帳情報

氏名（ふりがな）、生年月日、性別、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、住所、個人番号、世帯番号

(2) 固定資産税課税台帳情報

物件番号（本番号）、一棟コード（一棟資産番号/棟枝番）、所在地、現況（用途）、所有者氏名、所有者コード

(3) 建物被害認定調査結果／り災証明発行簿

り災建物の住所、所有形態、被害認定結果（全壊/半壊 等）、り災証明の発行申請者名、住所及び連絡先、り災世帯の構成員の氏名

2 被災者台帳に追加されていく情報

各市町村において、各種支援の実施記録（項目・受付状況・実施状況）や、支援業務で集められた情報のうち市町村内で共有する必要がある情報は、随時、被災者台帳に追加されていく。

例 1) 義援金の受付・発行記録簿

申請者名、申請受付年月日、義援金の金額、支払をしたかどうか、支払実施年月日、口座番号

例 2) 応急仮設住宅入居管理簿

入居している応急仮設住宅の所在地・部屋番号、電話番号、入居構成員、被災前住所、緊急時連絡先、市町村職員の訪問記録

例 3) 応急住宅修理

申請者氏名、申請受付年月日、適用する家屋の所在地、応急修理の時期

※ これまでの災害の支援状況を鑑みると、東日本大震災に合わせて新たな支援策が国や県で講じられることが予想され、そういった支援策の実施状況も追加していくこととなる。

「岩手県被災者台帳システム」の導入に係るQ & A

Q 1 なぜ、「被災者台帳」が必要なのか？

A 1 各種生活再建支援の対象となる者を支援ニーズ別に特定し、未申請・未受給といった「抜け・漏れ・落ち」を防ぐためには、何らかのデータベースを構築することが必要であり、被災市町村の各部局でその情報を共有することが不可欠である。

これらの支援は建物被害の程度により行われることが多いことから、被災者（世帯）、住所（住居）及び建物被害調査結果を統合して共有することは特に必要であり、そこに各種被災者支援実施状況や被災者個々の状況といった情報を付加することにより、未申請者等への働き掛けはもとより、支援ニーズが掘り起こされ、個々の被災者に対し適時適切な支援を行うこと可能となる。

また、被災者情報の共有により、各種申請等の際の添付書類等を極少化することができることから、被災者の負担が大幅に軽減される。

なお、被災者台帳は、新潟県中越沖地震の際、柏崎市において、その有用性が認められたところである。

Q 2 「生活再建支援」の内容は、具体的にどのようなものか？

A 3 以下の事項が挙げられる。

- 【証明】 ・ り災証明書の発行
- 【給付】 ・ 生活再建支援金、義援金等の給付
- 【減免】 ・ 各種税金、公共料金等の減免
- 【居住】 ・ 応急住宅修理
・ 仮設住宅への入居
- 【相談】 ・ 健康相談等への対応
・ 生活再建相談（住居、就職、進学、介護…）への対応

Q 3 県が主体となって被災者台帳システムの整備・運用を行う理由は如何？

A 3 本来、被災者台帳は、各市町村が主体的に作成し、各市町村の被災者の救済の用に供されるべきものである。しかしながら、甚大な被害を受けた市町村において、被災者台帳を整備することは、現状において大きな負担が伴うものと言わざるを得ない。

市町村により行政機能のダメージに差がある中で、被災者台帳の質に差が生じ、ひいては生活再建支援の質・量に格差が生じることは、県として防がなければならないものであり、そのためには、県が主体となってシステムを整備する必要があるものである。

各市町村が同システムを通じて被災者台帳を利用することで、台帳の質が一定以上に保たれることとなり、一定の被災者支援水準の確保が図られるとともに、市町村における被災者台帳構築の負担軽減も図られるものである。

Q 4 被災者台帳システムに係る個人情報データのやりとりは、どのようになるのか？

A 4 以下のとおりである。

(1) データの収集

ア 基礎部分の作成に必要なデータ

住民基本台帳データ、建物被害調査結果データ等については、市町村からCSVファイルにより提供を受ける。

イ 付加的データ

市町村の各課が、必要に応じて、次のような情報を入力することが考えられる。

項目は、次のとおりである。

(ア) 義援金の受付、給付記録簿

申請者名、申請受付年月日、義援金の金額、支払をしたかどうか、支払実施年月日、口座番号

(イ) 応急仮設住宅入居管理簿

入居している応急仮設住宅の所在地・部屋番号、電話番号、入居構成員、被災前住所、緊急時連絡先、市町村職員の訪問記録

(ウ) 応急住宅修理

申請者氏名、申請受付年月日、適用する家屋の所在地、応急修理の時期

(2) データの提供

県のサーバにおいて一元的にデータを管理し、総合行政ネットワーク（LGWAN）で市町村と接続する。市町村では、ブラウザベースで被災者情報を常時閲覧することができるようになる。

閲覧にあたっては、ID・パスワードを発行し、それぞれ必要な情報のみ閲覧できるよう管理を行う。

※ 総合行政ネットワーク（LGWAN）とは：

地方公共団体の組織内ネットワーク（以下「庁内LAN」という。）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと（資料6参照）

Q 5 県における被災者台帳データの管理は、どのようになるのか？

A 5 県から委託を受けた「岩手県生活再建支援チーム」が、データを含めたシステム全体の管理を行う。

委託業務の履行にあたっては、以下の条件を付すものとする。

(1) 機密の保持

(2) 個人情報の取扱い

ア 預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負うこと

イ 預託を受けた個人情報の第三者への提供等及び契約目的の範囲を超えた使用等を禁止すること

ウ 預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、毀損防止等の適切な管理のために必要な措置を講じること

Q 6 県において、本人同意なくして市町村から個人情報を収集する必要性は何か？

A 6 本来であれば、市町村が本人同意を得た上で提供を受けるべきものであるが、甚大な被害を受け、災害対応業務で多忙である市町村が、他の地域に避難した方も含めて被災者一人ひとりから同意を取り付けることは、多大な労力・費用・時間を費やすこととなり、被災者台帳を用いた生活支援の円滑な実施は困難である。

被災者の方が生活再建支援を円滑かつ迅速に受けられるようにするためには、市町村が被災者支援を円滑に実施できるよう県が支援する必要がある。県が被災者台帳を速やかに整備するためには、県が本人の同意を得ずに市町村から個人情報を収集することができるようにする必要がある。

Q 7 センシティブ情報を被災者台帳に記載する必要性は何か？

A 7 応急仮設住宅入居後に、被災者へ福祉サービスや保健指導等を適切に実施したり、復興住宅への入居時に被災者の状況に応じた配慮を実施したりするために、市町村において、被災者のうち、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、要介護者、難病患者等の災害時要援護者に関する情報を共有する必要がある。

なお、これらの情報の利用及び提供の範囲については、保健福祉関係機関その他要援護者の支援にあたってセンシティブ情報を使用することが明らかに必要と認められる事務に限るものとし、所要の閲覧制限を設けることとする。

**Q 8 市町村に対し、オンライン結合(常時接続)により個人情報を提供する必要性は何か？
また、漏えい等の防止その他の安全性の確保についてはどのようなになっているか？**

A 8 以下のとおりである。

(1) オンライン結合による個人情報の提供の必要性

前述3のとおり、県で基礎部分を作成し、市町村が情報を適宜追加する被災者台帳は、県のサーバに保存され、L G W A N回線を通して、市町村は常時閲覧できるものである。

本来であれば、市町村において被災者台帳を整備すべきであるが、被災者台帳の整備には大きな負担を伴うものであり、また、市町村格差を少なくするためにも、県が統一的なシステムを提供するものである。

被災により行政機能が低下した市町村に代わり、県が主体となって、被災者台帳の整備及び台帳を用いた生活再建支援システムを整備することで、被災市町村は軽い負担でシステムを利用でき、ひいては、被災者に対し、高い質で万遍ない支援・サービスを提供することにつながるものである。

また、第二段階として県における利用も想定しており、被災者情報調査や保健指導等、県が直接被災者に対する支援を実施する際に、被災者台帳を活用することで、県においても「抜け・漏れ・落ち」を防ぎ、被災者の負担を軽減するなど、質の高い支援を展開することができると思われるものである。

(2) 漏えい等の防止その他の安全性の確保

同システムで利用するL G W A Nは、国・自治体のみが使う閉鎖性の高いネットワークであり、高度なセキュリティ確保措置が講じられていることから、侵入等による情報の漏えい

のおそれは極めて小さい。

県では、同システムの管理・運営を行う受託者との契約において、データ管理業務に係る各種措置を定めるほか、施設管理課として万全のセキュリティを講じることとしているほか、システムの提供にあたっては、ID・パスワードを発行することでさらなるセキュリティを講じるものである。

また、市町村においても、当該市町村における個人情報保護条例の定めるところにより、各種措置（部署ごとの閲覧制限等）を講じることとなるものである。

**Q 9 被災者台帳システムの構築及び運用に関するスケジュールは、どのようになっているか？
また、何年間運用する予定であるか？**

A 9 被災者台帳システムの構築及び運用に関するスケジュールは、以下のとおりである。

～6月下旬 システム構築／市町村説明

7月上旬～ 利用市町村から基本情報を収集し、被災者台帳（基本部分）を作成

7月中旬ころ～ 被災者台帳（基本部分）作成後、市町村において利用開始

また、システムの運用期間については、5年程度を予定している（応急仮設住宅の入居期間2年、その後の復興住宅の家賃減免期間3年を目安としている）。

(別紙)

I 本人からの直接収集の原則の適用を除外する事項（条例第4条第3項第8号）

個別事項

事項	収集する個人の類型	収集先	収集する理由又は必要性
岩手県被災者台帳システム (総務部総合防災室)	東日本大震災津波による被災者	岩手県被災者台帳システムを利用する市町村及び実施機関	<ul style="list-style-type: none">市町村における被災者への各種生活再建支援が一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施されるようにし、かつ、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援が迅速かつ適切に行われるようにするためには、被災により行政機能が低下した市町村に代わり、県が主体となって被災者台帳システムを構築するものであること。被災証明書の発行、支援金給付申請その他の各種手続に必要な個人情報や各種申請等の有無に関する情報を、市町村の内部において共有することにより、各種手続の際の被災者の負担が軽減されるとともに、申請漏れ等による被災者の不利益を極小化することができること。被災した市町村の行政機能が低下している現状において、各地に散った被災者から本人同意を得ようとするれば、極めて大きな費用及び労力を要することとなり、システムを活用した生活再建支援の迅速かつ円滑な実施が極めて困難となること。
被災者情報調査事務 (復興局生活再建課)	東日本大震災津波による被災者	岩手県被災者台帳システムを利用する市町村及び家族等	<ul style="list-style-type: none">被災者の生活状況等に関する情報について詳細に把握し、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援施策が迅速かつ適切に行われるようにするため、県として被災者情報調査を実施することにより、被災した市町村の行政機能を補完しようとするものであること。被災者情報調査を迅速かつ効率的に実施するためには、事前の準備段階において、岩手県被災者台帳システムを通じ、被災者に関する基礎的情報についてあらかじめ把握する必要がある、本人同意を前提にして調査を実施しようとするれば、調査の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあること。被災者情報調査は世帯毎に行われることが想定されるものであり、本人の家族等から個人情報を収集する場が想定されること。

II 思想、信条等に関する個人情報の収集禁止の原則の適用を除外する事項（条例第4条第4項第3号）

個別事項

事項	収集する個人の類型	収集先	収集する理由又は必要性
岩手県被災者台帳システム (総務部総合防災室)	東日本大震災津波による被災者のうち災害時要援護者（障がい者、介護保険の要介護認定を受けた者、難病患者、けが人等）	岩手県被災者台帳システムを利用する市町村及び実施機関	<ul style="list-style-type: none">被災者のうち災害時要援護者に対しては、通常的生活再建支援に加え、日常的な生活支援が長期にわたって必要となるものであること。災害時要援護者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施するためには、個々の必要とする援護の内容及び支援の実施状況等に関する情報を共有することが不可欠であること。利用及び提供の範囲は、保健福祉関係部署その他要援護者の支援にあたってセンシティブ情報を使用することが明らかに必要と認められる事務に限るものとする。

被災者情報調査事務 (復興局生活 再建課)	東日本大震災津波による被災者のうち災害時要援護者(障がい者、介護保険の要介護認定を受けた者、難病患者、けが人等)	本人及び家族等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び県における被災者への各種生活再建支援が一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施されるようにし、かつ、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援施策が迅速かつ適切に行われるようにするためには、被災者に関する情報を、障がい等に関する情報を含めて一元的に把握する必要があること。 被災者のうち災害時要援護者に対しては、通常的生活再建支援に加え、日常的な生活支援が長期にわたって必要となるものであること。 り災証明書発行、支援金給付申請その他の各種手続に必要な個人情報や各種申請等の有無に関する情報を共有することにより、各種手続の際の災害時要援護者及び家族等の負担が軽減されるとともに、申請漏れ等による災害時要援護者の不利益を極小化することができること。 利用及び提供の範囲は、保健福祉関係機関その他要援護者の支援にあたってセンシティブ情報を使用することが明らかに必要と認められる事務に限るものとする。 障がい等に関する情報を収集、利用又は提供することについては、本人又は家族等の同意を得たうえで行うものであること。
-----------------------------	--	---------	--

Ⅲ オンライン結合による個人情報の提供禁止の原則の適用を除外する事項(条例第6条第5号)

個別事項

事項	提供する個人情報の類型	提供先	提供する理由又は必要性
岩手県被災者台帳システム (総務部総合防災室)	東日本大震災津波による被災者	岩手県被災者台帳システムを利用する市町村	<ul style="list-style-type: none"> 復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援が迅速かつ適切に行われるようにするためには、市町村及び県の関係部署において被災者に関する情報を共有するとともに、必要に応じ随時更新することが必要であり、オンラインの利用が不可欠であること。 外部提供先は市町村に限定されているほか、業務内容に応じた閲覧可能範囲の設定、ID・パスワードの設定等、適切な保護措置が講じられていること。 総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用することにより、ネットワークの閉鎖性と高度なセキュリティを確保するものであること。
被災者情報調査事務 (復興局生活再建課)	東日本大震災津波による被災者	岩手県被災者台帳システムを利用する市町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活状況等に関する情報について詳細に把握し、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援施策が迅速かつ適切に行われるようにするため、県として被災者情報調査を実施することにより、被災した市町村の行政機能を補完しようとするものであること。 復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援が迅速かつ適切に行われるようにするためには、被災者情報調査の結果を岩手県被災者台帳システムに反映のうえ市町村に提供することが必要であり、オンラインの利用が不可欠であること。

岩手県個人情報保護審議会諮問事項個票

所管課等の名称	総務部総合防災室	
事務の名称	岩手県被災者台帳システム	
諮問事項該当条項	第4条第3項	第4条第4項 第5条第1項 第6条
個人情報の内容	第4条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災津波による被災者の氏名、住所、続柄、生年月日、個人番号、世帯番号、物件番号（棟本番）、一棟コード（一棟資産番号）、所在地、現況（用途）、所有者氏名、所有者コード、建物被害調査結果及び生活再建支援実施状況 被災者のうち災害時要援護者にあつては、上記情報のほか、第4条第4項欄に掲げる情報
	第4条第4項	<p>東日本大震災津波による被災者のうち災害時要援護者に関する次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者：障害種別、障害等級 介護保険の要介護認定を受けた者：要介護認定の有無及びその程度 難病患者：特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患の有無 けが人等の者：支援の要否
	第5条第1項	—
	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災津波による被災者の氏名、住所、続柄、生年月日、個人番号、世帯番号、物件番号（棟本番）、一棟コード（一棟資産番号）、所在地、現況（用途）、所有者氏名、所有者コード、建物被害調査結果及び生活再建支援実施状況 被災者のうち災害時要援護者にあつては、上記情報のほか、第4条第4項欄に掲げる情報
個人情報保有機関	総務部総合防災室	
適用を除外する理由又は必要性	第4条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び県における被災者への各種生活再建支援が一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施されるようにし、かつ、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援が迅速かつ適切に行われるようにするため、被災により行政機能が低下した市町村に代わり、県が主体となって被災者台帳システムを構築するものであること。 り災証明書発行、支援金給付申請その他の各種手続に必要な個人情報や各種申請等の有無に関する情報を、市町村及び県の内部において共有することにより、各種手続の際の被災者の負担が軽減されるとともに、申請漏れ等による被災者の不利益を極小化することができること。 被災した市町村の行政機能が低下している現状において、各地に散った被災者から本人同意を得ようとすれば、極めて大きな費用及び労力を要することとなり、システムを活用した生活再建支援の迅速かつ円滑な実施が極めて困難となること。
	第4条第4項	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のうち災害時要援護者に対しては、通常的生活再建支援に加え、日常的な生活支援が長期にわたって必要となるものであること。 災害時要援護者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施するためには、市町村及び県の担当部署において個々の必要とする援護の内容及び支援の実施状況等に関する情報を共有することが不可欠であること。 利用及び提供の範囲は、保健福祉関係部署その他要援護者の支援にあつてセンシティブ情報を使用することが明らかに必要と認められる事務に限るものとする。
	第5条第1項	—

	第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援を迅速かつ適切に行うためには、市町村及び県の関係部署において被災者に関する情報を共有することが必要であり、オンラインの利用が不可欠であること。 ・ 外部提供先は市町村に限定されているほか、業務内容に応じた閲覧可能範囲の設定、ID・パスワードの設定等、適切な保護措置が講じられていること。 ・ 総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用することにより、ネットワークの閉鎖性と高度なセキュリティを確保するものであること。
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外の収集先： 岩手県被災者台帳システムを利用する市町村及び実施機関
センシティブ情報の収集の有無及びその収集内容	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 収集するセンシティブ情報の内容：上記のとおり。
個人情報の経常的な提供の有無及びその提供先	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 提供先： 岩手県被災者台帳システムを利用する市町村
オンライン結合による外部提供の有無とその提供先	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 提供先： 岩手県被災者台帳システムを利用する市町村

岩手県個人情報保護審議会諮問事項個票

所 管 課 等 の 名 称	復興局生活再建課	
事 務 の 名 称	被災者情報調査事務	
諮 問 事 項 該 当 条 項	第4条第3項	第4条第4項 第5条第1項 第6条
個 人 情 報 の 内 容	第4条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波による被災者の氏名、住所・行政区、性別、生年月日、電話番号、ライフラインの復旧状況、食糧・生活必需品の確保の状況、トイレ・風呂の状況、ごみ処理の状況、医療環境、慢性疾患の有無、各種支援制度申請状況、仮設住宅申請状況、就業状況、仮設住宅後の希望居住地域 ・ 被災者のうち災害時要援護者にあつては、上記情報のほか、第4条第4項欄に掲げる情報
	第4条第4項	<p>東日本大震災津波による被災者のうち災害時要援護者に関する次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者：障害種別、障害等級 ・ 介護保険の要介護認定を受けた者：要介護認定の有無及びその程度 ・ 難病患者：特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患の有無 ・ けが人等の者：支援の要否
	第5条第1項	—
	第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波による被災者の氏名、住所・行政区、性別、生年月日、電話番号、ライフラインの復旧状況、食糧・生活必需品の確保の状況、トイレ・風呂の状況、ごみ処理の状況、医療環境、慢性疾患の有無、各種支援制度申請状況、仮設住宅申請状況、就業状況、仮設住宅後の希望居住地域 ・ 被災者のうち災害時要援護者にあつては、上記情報のほか、第4条第4項欄に掲げる情報
個 人 情 報 保 有 機 関	復興局生活再建課、総務部総合防災室	
適 用 を 除 外 す る 理 由 又 は 必 要 性	第4条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活状況等に関する情報について詳細に把握し、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援施策が迅速かつ適切に行われるようにするため、県として被災者情報調査を実施することにより、被災した市町村の行政機能を補完しようとするものであること。 ・ 被災者情報調査を迅速かつ効率的に実施するためには、事前の準備段階において、岩手県被災者台帳システムを通じ、被災者に関する基礎的情報についてあらかじめ把握する必要があり、本人同意を前提にして調査を実施しようとするれば、調査の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあること。 ・ 被災者調査は世帯毎に行われることが想定されるものであり、本人の家族等から個人情報を収集する場合が想定されること。

	第4条第4項	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び県における被災者への各種生活再建支援が一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施されるようにし、かつ、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援施策が迅速かつ適切に行われるようにするためには、被災者に関する情報を、障がい等に関する情報を含めて一元的に把握する必要があること。 被災者のうち災害時要援護者に対しては、通常的生活再建支援に加え、日常的な生活支援が長期にわたって必要となるものであること。 り災証明書発行、支援金給付申請その他の各種手続に必要な個人情報や各種申請等の有無に関する情報を共有することにより、各種手続の際の災害時要援護者及び家族等の負担が軽減されるとともに、申請漏れ等による災害時要援護者の不利益を極小化することができること。 利用及び提供の範囲は、保健福祉関係機関その他要援護者の支援にあたってセンシティブ情報を使用することが明らかに必要と認められる事務に限るものとする。 障がい等に関する情報を収集、利用又は提供することについては、本人又は家族等の同意を得たうえで行うものであること。
	第5条第1項	—
	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活状況等に関する情報について詳細に把握し、復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援施策が迅速かつ適切に行われるようにするため、県として被災者情報調査を実施することにより、被災した市町村の行政機能を補完しようとするものであること。 復興までの各段階の需要に応じた多種多様な生活再建支援が迅速かつ適切に行われるようにするためには、被災者情報調査の結果を岩手県被災者台帳システムに反映のうえ市町村に提供することが必要であり、オンラインの利用が不可欠であること。
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外の収集先： 岩手県被災者台帳システムを利用する市町村及び家族等
センシティブ情報の収集の有無及びその収集内容	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 収集するセンシティブ情報の内容：上記のとおり。
個人情報の経常的な提供の有無及びその提供先	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 提供先： 岩手県被災者台帳システムを利用する市町村
オンライン結合による外部提供の有無とその提供先	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 提供先： 岩手県被災者台帳システムを利用する市町村